

2020年度 厚生労働省 沖縄労働局委託事業

確かな実績 沖縄県社会保険労務士会

2019年に引き続き社会保険労務士等の専門家が、
事業主のご相談に**無料**で応じます。

例えば、「働き方改革」
に関するお悩みは…

- ・有給休暇の与え方、
管理をどうしたらいい？
- ・残業を減らしたいのだけど？
- ・役立つ助成金はあるのか？

沖縄働き方改革推進支援センター

年5日
年次有給休暇
の確実な取得

施行日
2019年4月1日

時間外労働
の上限規制

施行日
2019年4月1日
(中小企業：2020年4月1日)

正規・非正規間の
不合理な待遇差解消

施行日
2020年4月1日
(中小企業：2021年4月1日)

人を大切にする

働き方改革

に取り組む

中小企業・小規模事業の事業主を

専門家が無料でサポートします！

セミナー・相談会の開催

身近な場所での、セミナーや
出張相談会への参加

出張相談

ご希望に応じて、労務管理企業経営等の専門家が起業への個別訪問によりコンサルティングを実施
(就業規則や賃金制度等の見直し、労働時間短縮、賃金引上げなど)

電話相談・メール相談 来所相談

電話・メール、来所による相談
センターにおける対面相談支援

お問合せ、ご相談は、
電話・メール・来所等の
いずれでも可能です。

電話：0120-420-780

0120-420-781

F A X：098-963-5018

メール：soudan@sr-okinawa.or.jp

住所：那覇市前島2-12-12 セントラルコーポ兼陽205
(沖縄県社会保険労務士会事務局内) 【受付時間】9：00～17：00(土・日・祝日を除く)

無 料

で利用できます



厚生労働省

沖縄労働局



おきなわ
ワークイノベーション
働き方改革・企業経営向上支援センター